

特集 《パテントコンテスト及びデザインパテントコンテスト・知財教育》

知的財産制度を理解した若き技術者・ プロダクトデザイナーを育成する 夢あるパテントコンテスト & デザインパテントコンテスト



平成 22・23 年度パテントコンテスト委員会 委員長 **飯田 昭夫**

(平成 14 年度 パテントコンテスト企画 担当副会長, 平成 20・21 年度 知的財産支援センター長)

要 約

文部科学省・特許庁・日本弁理士会・(独)工業所有権情報・研修館の省庁の垣根を越えた 4 機関連携主催によるパテントコンテスト・デザインコンテストについて、その生い立ちから現在に至るまでの経緯と内容を紹介いたします。特に、これらのコンテストは、いわゆる優秀発明や優秀デザインに与える賞ではなく、日本の未来を担う学生に対する知財実践教育として位置付けられたものであり、選考基準も、先行技術と自分の発明の比較が十分になされているか、意匠の特定が図面等でなされているかを大前提とするものであること。出願支援対象に選考された学生に対しては、原則として学生の学校所在地の支部会員が本会からの派遣指導弁理士として個別指導し、権利化に導く活動をして頂いていること。主催者は各々役割分担をしていますが、本会としては、パテントコンテスト委員会・知的財産支援センター・支部の連携によりこのコンテストを支えていること等。

目次

1. パテントコンテスト&デザインパテントコンテストとは？
2. 新たなステージを迎えたパテントコンテスト&デザインパテントコンテスト
 - 学生へのインセンティブのための賞
 - 新たなステージとしての知財活用の評価＝特許庁長官賞
3. パテントコンテストと日本弁理士会
 - (1) コンテストの提唱と企画
 - (2) プレパテントコンテスト
 - (3) 低迷期
 - (4) 復活とデザインパテントコンテストの立ち上げ
 - (5) 理解を求めたい問題点
4. 結び

科学省、工業高校・農業高校等での知財教育をバックアップする特許庁、そして実験協力校や知的財産関連テキスト作成に関わる(独)工業所有権情報・研修館と本会がお互いに協力して成り立つ事業であります。まずは、文部科学省・特許庁・(独)工業所有権情報・研修館及び最初の事務局を担当された発明協会に感謝申し上げます。

このコンテストは、単に優秀な発明やデザインを表彰することを目的とするものではありません。あくまで教育の一環として行うものであり、特許制度と意匠制度を理解していることを前提とし、パテントコンテストでは従来技術の検索、従来技術と自分の発明の比

1. パテントコンテスト&デザインパテントコンテストとは？

「パテントコンテスト」と「デザインパテントコンテスト」は、高校生、高等専門学校生及び大学生等の知的財産マインドの醸成と知的財産制度の理解及び活用促進を図ることを目的としたもので、本会が積極的に学生への実践知財教育の1つとして力を入れてきたものです。しかしながら、これらコンテストは本会だけでできるものではありません。学校教育としての文部



較分析能力を評価基準にして出願支援対象者を選考、デザインパテントコンテストでは意匠制度を理解し、そのまま出願できる程度にまで意匠に係る物品の特定と図面が作成できていること（応募書類に記載されていること）を前提条件にして創作非容易性等を評価基準にして出願支援対象者を選考するものです。出願支援対象として選考された学生は、本会から派遣された指導弁理士の指導の下で、願書・明細書・図面の作成、電子出願作業から権利取得までの実践体験を受けることができます。意匠出願の場合には指導弁理士が形式上代理人となりますが、権利取得まで実践体験を受けることができるものです。多くの会員のプロボノ活動により、将来の日本を担う若者を育成する実践教育事業であります。

2. 新たなステージを迎えたパテントコンテスト & デザインパテントコンテスト

主催者：文部科学省・特許庁・日本弁理士会・(独)工業所有権情報・研修館主催という省庁の垣根を越えた機関連携によるコンテストも、平成24年度でパテントコンテスト10回（プレコンテストを含めると11回）、デザインパテントコンテスト4回（プレを含めて5回）継続してきました。ようやく高校・高専・大学の先生方に日本弁理士会の存在と知的財産教育における弁理士の役割が理解され始めたといっても過言ではないでしょう。

平成24年度のコンテストの応募件数は、(1)パテントコンテスト：高校部門231件、高専部門99件、大学部門98件 合計428件で昨年度よりも25.5%増加しています。(2)デザインパテントコンテスト：高校部門194件、高専部門8件、大学部門50件で昨年度よりも47.3%増加しており、年々応募者の増加が顕著に表れています。その応募案件の内、特許出願の支援対象に選考された件数は19件、意匠登録出願の支援対象に選考された案件が32件となりました。

選考数は、本会のパテントコンテスト等対応予算の範囲で決まります。主催者のうち、本会の役割分担は、出願と登録等に要する特許印紙代の費用・予備選考に要する人的負担と出願指導弁理士の派遣とその手当てであり、予備選考はパテントコンテスト委員会の委員会活動としてのプロボノ活動（パテントコンテストもデザインパテントコンテストも半日作業です）で補っています。前述しましたようにパテントコンテストも

デザインパテントコンテストも、賞を付与するのが目的のコンテストではありません。従来技術と自分の発明の技術的な差異を理解し、明細書の作成から権利取得・権利の活用迄の一連の手続きを経験してもらうことが主目的であります。

学生へのインセンティブのための賞：

しかしながら、学生にインセンティブを与えるため、出願支援対象になった案件の中で主催者賞として、日本弁理士会会長賞、(独)工業所有権情報・研修館理事長賞が与えられることになりました。その後、時代に応じた賞も必要であるとして、平成23年、本会の奥山会長の要請により、震災復興を教育の面から応援するとして、震災復興応援賞が設けられ（対象は被災地域の学生又は震災対策発明）が設けられ、平成24年度は、本コンテスト選考委員会の委員長に就任された日本科学未来館館長 毛利衛氏による委員長特別賞も設けられることになりました。

新たなステージとしての知財の活用の評価＝特許庁長官賞：

知財実践教育においても、単に権利を取得することで終わりとするのではなく、知的創造⇒保護（権利の取得）⇒（権利）活用⇒新たな知的創造という、知的創造サイクルを体験させることができればベストであります。そこで、過去に特許権等を取得した特許発明等で事業化されているものを対象にして、「特許発明等の活用」に対する特許庁長官賞が本年度から設けられることになりました。パテントコンテストを企画した段階で特許庁長官及び特許庁が考えていた、「特許発明等の活用」に対する特許庁長官賞の誕生です。

3. パテントコンテストと日本弁理士会（コンテストの意義）

会員による広報活動と知財教育のプロボノ活動への協力をお願いします！！

(1) コンテストの提唱と企画：

両コンテストの意義を理解して頂くために、コンテストの企画段階から現在までの経緯を説明致します。このコンテストの提唱者は、教育に熱心であった国会議員であり、文部科学省でも特許庁でも日本弁理士会でもありません。平成13年、小野晋也衆議院議員（当時）の提案「学生向け発明コンテスト事業」に基づき、特許庁から「大学学部、高等専門学校の学生などの発明や特許に関する意識を高めるとともに次世代の産業

育成の芽を育てるため、学生・生徒の優れた発明を発掘し、これを支援する機会を提供する」(当時の弁理士会正副会長開資料より)という趣旨の案が出されました。本会も小野晋也衆議院議員の意を受けて、平成13年度の牛久健司副会長が中心となり、日本弁理士会としてのパテントコンテスト企画案を特許庁に提出。企画案では、このコンテストを発明協会などが主催する従来型の発明表彰とは異なり「教育の場」として位置付けることを強調し、日本弁理士会も事業の主催者に参加する意思を明確に表明しました。

平成14年度は、このコンテストを実現する前段階としてのプレコンテストの実施を行うための準備が特許庁の担当者と日本弁理士会側担当者(阿部伸一知的財産支援センター副センター長と担当副会長)間でなされ、打ち合わせは夜遅くまで及んだこともありました。そこでまとめた内容が主催者連絡会(当時は委員会)で決定され、選考は主催者ではなく、独立した選考委員会となりました。当時の主催者は、文部科学省・特許庁・日本弁理士会・発明協会(事務局)でした。当初のパテントコンテスト案では、(1)特許取得部門[ベーシックコース](学校や大学の活動等を通じて行った研究や技術開発の成果を特許化するまでの仕組みとし、コンテストへの参加を通じて、知的財産制度の基礎実務能力を修得し、優秀なものについては特許出願させるコンテスト)と(2)特許活用部門[アドバンスコース](学生が取得している特許を実際に実施・実用化した活動を評価して行うコンテスト)があり、学生による権利活用の体験(当時は特許出願後の譲渡による企業等への技術移転等)を当時の特許庁長官は期待していました。しかしながら、活用に関しては選考された発明が特許された後に活用された場合を前提とするので、この段階では見送られた経緯があります。嬉しいことに、本年度、特許庁長官の強い意向で活用に対する賞として特許庁長官賞の設けられることになりました。

(2) プレパテントコンテスト

平成14年度はプレコンテストとして開催し、正式なコンテストを開催するときに問題が生じないように準備を行いました。主催者委員会と選考委員会の役割分担も明確であるので、以後同じ方法で進めることになりました。

応募案件が多数あったので、先ず、事実上の1次予

備選考(実質上の1次選考)をパテントコンテスト委員会が委員会活動として担当し、そこで選考された案件から発明協会を介して特許庁関係者による実質上の2次予備選考がなされました。2次予備選考は、従来技術の検索が必要ですので、検索経験豊富な人をお願いする必要があったからです。最終的に残った案件の中から選考委員会が出願支援対象案件を選考しました。選考された学生の指導は、できるだけ学生の住所に近い支部に所属する会員をお願いしました。指導弁理士も手探り状態でよく対応して頂けたと感謝しています。

平成15年度、本会では「学生の知的財産教育コンテスト委員会」(委員長井上誠一)を設け、コンテストの実行委員会と、知的財産支援センター第2事業部による大学等への広報・教育支援活動の両輪で活動が始まりました。パテントコンテスト第1回が開催され、以後毎年継続開催されることが理解され、学校関係者の間では非常に良い評判を得ることができました。本会では、平成16年度崔委員長、平成17年度山川委員長と続きました。

(3) 低迷期

順調に進んでいると思われたパテントコンテストも、平成18年度は主催者間での問題もあったのか積極性が失われ、本会でも「学生の知的財産教育コンテスト委員会」が設けられませんでした。この年度は、やむなく委員会ではなくワーキンググループで対応したようです。

平成17年度の山川委員長より本コンテストが消滅するかもしれないという連絡を受け、文部科学省・特許庁に継続の働きかけをしました。有難いことに、知的財産戦略推進事務局の内閣府参事官がこのように学校関係者に評価の高いコンテストを消滅させるわけにはいかないと、継続のための働きかけを文部科学省・特許庁にして頂き、本コンテスト主催事務局を発明協会から(独)工業所有権情報・研修館に変更して継続できることになりました。内閣府参事官のご尽力に感謝いたします。

(4) 復活とデザインパテントコンテストの立ち上げ

平成19年、本会活動そのものを対外的にアピールする必要があるとして、委員会名を「パテントコンテスト委員会」とし、立ち上げ時の副委員長阿部伸一会

員を委員長として再出発となりました。尚、知的財産支援センターと本委員会の連携を良くする為に、小生が支援センター長と本委員会の副委員長とを兼任することになりました。

幸いなことに、パテントコンテストの企画・実行にご尽力頂いた特許庁担当者の山田審査官が再度主催者連絡会に参加され、デザインに関するコンテストを企画することに意見が一致し、プレデザインパテントコンテストの登場となったのであります。但し、単なるデザインコンクールでなく、意匠制度を学ぶことを前提とするため意匠権セミナーを受講することを条件としました。応募は基本的に応募図面がそのまま出願図面として利用でき、願書に記載する内容を応募書類に記載させるようにしたのであります。

平成20年度は伊藤温委員長の下、パテントコンテスト（デザインパテントコンテスト含む）に対応した知的財産の出前講義をする旨の広報も積極的に行われました。

当初、知的財産支援センターが教育・普及を担当し、パテントコンテスト委員会が1次予備選考を担当。コンテストで選考された学生の明細書作成指導は、基本的にはその学生が属する地域の日本弁理士会支部に支部会員による個別指導をお願いしました。このように、パテントコンテスト委員会・知的財産支援センター・支部による実践的な知財教育の協力体制ができたのであります。但し、デザインパテントコンテストに関しては、原則として意匠実務を経験し学生にコンテストの趣旨・応募要件を説明できる会員に講師と指導をお願いしました。特に、デザインパテントコンテストでは、応募段階で、出願図面に代えることができる程度の図面等を要求しています。それ故、指導弁理士としては「意匠に係る物品」に関しての指導が重要となります。特許出願と異なり意匠登録出願の場合は弁理士を代理人とすることにしています。その理由は、応募書類の記載内容を願書記載事項と同じようにしたので、それで出願書類の作成経験ができたと判断して、個人出願でなく代理人出願としたものであります。代理人の費用が安いとして指導弁理士を拒否された会員もいますが、この活動は将来の日本を担う学生に対するプロボノ活動と理解して頂きたいと思えます。

この両コンテストへの応募も平成21年度・22年

度・23年度年々増加し、応募者は、北は北海道から南は沖縄県まで及び、医学部の学生により応募も出るようになりました。

本年度は更に応募者が増えてきました。本会の委員会活動も舟橋委員長が女性らしいきめ細やかな指導を發揮されておられます。

(5) 理解を求めたい問題点

両コンテストとも、発明者・創作者が出願人になりますが、出願人が未成年者、例えば、高校・高専（1～2年）・大学（1～2年）の場合には、親権者が出願人の法定代理人になることが必要です。当然に、親権者の氏名・住所も特許公報・意匠公報に掲載されます。また、発明者・創作者が複数人の場合には、全員の親権者の法定代理人として掲載されることについての同意が必要となります。実は、出願指導弁理士が一番苦勞するところがこの取扱です。一人でも拒否される親権者がいれば、出願そのものが不可能になります。出願できない場合にその原因となった学生がいじめの対象になりかねません。応募の段階或いは指導の初期の段階で親の同意が間違いなく得られるか早めの確認が望まれます。できれば単独か2名ぐらいまでの共同出願にして頂けると有りがたいです。

4. 結び

高校・高専・大学の先生方の両コンテストに対する熱意があって、両コンテストが支えられています。ここで、先生方に深く感謝したいと思います。

他方、日本の近隣諸国でも、学生に対する特許・意匠の実践教育が積極的になされ、出願件数も増加していることを考えると、我が国での学生に対する知財実践教育はますます重要性が増してきています。是非、両コンテストの応募案件数、応募校の増加のために、多くの会員による広報活動、学生の支援活動をお願い致します。

最後に、学校関係者の中には、このコンテストで弁理士が指導する特許請求の範囲は狭すぎて困ると言われた方もいましたが、両コンテストの狙いは、強い特許権・意匠権の取得というよりも権利取得・活用の経験を重視するものであるので誤解のないようお願いしたいと思います。

(原稿受領 2013. 1. 5)